

○行政処分事業者一覧（平成26年度）

処分日	法人名	事業所名	サービス種別等	処分内容	処分理由	その他
平成26年 4月30日	株式会社ライ ト・スノー	①児童デイ サービスライ ト・スノー  ②ショーツ ステイライト・ スノー  ③第2ライト・ スノー  ④児童デイ サービス華  ⑤児童デイ サービスわら し  ⑥ショーツ ステイわらし  ⑦放課後等デ イのみり	①児童発達支援 放課後等デイサービス  ②⑥短期入所  ③児童発達支援  ④⑤⑦放課後等デ イサービス	指定取消し	<p><b>【①～⑦の全事業所に共通の処分理由】</b> 障がい児通所給付費及び介護給付費（障がい）の請求に関する不正 ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして不正に障がい児通所給付費及び介護給付費（障がい）を請求し、受領した。</p> <p><b>障がい児通所支援及び障がい福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為</b> ・サービス提供を行っていないにもかかわらずサービス提供を行ったとして虚偽のサービス提供実績記録票を作成した。また、サービス提供を正当化する目的で、サービス提供の記録の偽造、改ざんを行った。</p> <p><b>【②、③、⑤、⑥の事業所に共通する処分理由】</b> 障がい児通所給付費及び介護給付費（障がい）の請求に関する不正 ・管理者及び児童発達支援管理責任者を配置しないまま、人員基準を満たすものとして障がい児通所給付費及び介護給付費（障がい）を不正に請求し、受領した。</p> <p><b>人員基準違反</b> 事業所② 平成24年8月1日から平成25年8月31日までの間、常勤の管理者を配置しなかった。 事業所③ 指定時当初から現在に至るまで管理者及び児童発達支援管理責任者を常勤専従で配置しなかった。 事業所⑤ 平成25年9月1日から現在に至るまで管理者及び児童発達支援管理責任者を常勤専従で配置しなかった。 事業所⑥ 平成24年8月1日から平成24年10月31日までの間、常勤の管理者を配置しなかった。</p> <p><b>不正の手段による指定</b> 事業所③ 指定申請の際に、常勤の配置が要件とされている管理者及び児童発達支援管理責任者について、常勤で勤務することができない者の名義を使用し、管理者及び児童発達支援管理責任者として申請し、不正に指定を受けた。 事業所②、⑥ 平成24年8月1日付けの管理者の変更届について、実際に雇用していない者の名義を使用し、変更届の添付書類に当該事業所に従事させる予定の者として虚偽の変更届を提出した。 事業所⑤ 平成25年9月1日付けの管理者及び児童発達支援管理責任者の変更届について、不在期間がないように見せかけるため、実際に雇用していない者の名義を使用し、変更届の添付書類に当該事業所に従事させているとして虚偽の変更届を提出した。</p>	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000257418.html">http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000257418.html</a>
平成26年 7月31日	一般社団法人 テトラcoco	テトラCOCOア ニール	児童発達支援 放課後等デイサービス	指定の一部の効力の停 止6か月間  (平成26年8月1日より 平成27年1月31日まで の間)	<p><b>障害児通所給付費の請求に関する不正</b> ・児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、サービス提供の事実がないにもかかわらず、サービス提供を行ったこととして、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。</p> <p><b>障がい児通所サービスに関する不正</b> ・児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、実際に行ったサービス提供と相違するサービス実施記録を虚偽作成し、サービス提供を行ったかのように装い、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。</p>	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000275522.html">http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000275522.html</a>
平成26年 9月30日	有限会社 YURARA (ユラ ラ)	障害者サポー トセンターゆ らら	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 移動支援	居宅介護の指定の一部 の効力の停止3か月間  (平成26年10月1日か ら平成26年12月31日)  移動支援の登録の全部 の効力の停止6か月間  (平成26年10月1日か ら平成27年3月31日)	<p><b>介護給付費の請求に関する不正</b> ・平成25年6月から平成25年8月までの期間にサービス提供していない日に、サービス提供を行ったとして、不正に介護給付費を請求し、受領していた。</p> <p><b>障がい福祉サービスに関する不正</b> ・上記期間のサービス提供記録について、サービス提供を行っていないにもかかわらず、虚偽のサービス提供の記録を作成した。</p> <p><b>移動支援費の請求に関する不正</b> ・平成21年10月から平成25年8月までの期間、サービス提供の事実がないにもかかわらず、移動支援費を不正に請求し、受領した。</p>	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000281967.html">http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000281967.html</a>

○行政処分事業者一覧（平成26年度）

処分日	法人名	事業所名	サービス種別等	処分内容	処分理由	その他
平成26年 12月31日	松下繊維 株 式会社	花の彩	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 移動支援 短期入所 生活介護	居宅介護の指定の全部 の効力の停止3か月間  (平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで の間)  短期入所の指定の一部 の効力の停止3か月間  (平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで の間、3か月間の新規 利用者の受入停止)  移動支援の登録の一部 の効力の停止3か月間  (平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで の間、3か月間の新規 利用者の受入停止)	<b>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正</b> ・平成25年11月28日から平成25年11月30日、同事業所が行う生活介護の旅行中に、サービス提供を行ったとして、介護給付費を請求し、受領していた。 ・平成25年7月から平成26年2月までの期間に、利用者が同法人の短期入所を利用中に、サービス提供をしたとして、介護給付費を請求し、受領していた。  <b>障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為</b> ・上記期間のサービス提供記録について、サービス提供を行っていないにもかかわらず、虚偽のサービス提供の記録を作成した。  <b>【短期入所】 介護給付費の請求に関する不正</b> ・平成25年11月28日から平成25年11月30日、同事業所が行う生活介護の旅行中に、サービス提供を行ったとして、不正に介護給付費を請求し、受領していた。  <b>障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為</b> ・上記期間のサービス提供記録について、サービス提供を行っていないにもかかわらず、虚偽のサービス提供の記録を作成した。  <b>【移動支援】 移動支援費の請求に関する不正</b> ・平成25年11月28日から平成25年11月30日、同事業所が行う生活介護の旅行中に、サービス提供を行ったとして、不正に移動支援費を請求し、受領していた。	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000291107.html">http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000291107.html</a>
平成26年 12月31日	HMDコンサル タツ株式会社	児童デイサー ビスILISCLUB 東住吉	児童発達支援 放課後等デイサービス	指定の一部の効力の停 止6か月間  (平成27年1月1日より 平成27年6月30日まで の間)	<b>人員基準違反</b> ・平成24年9月の指定時から平成25年4月までの期間において、当該指定事業において配置するべき児童発達支援管理責任者を配置していなかった。  <b>請求に関する不正</b> ・児童発達支援管理責任者の配置が要件である児童発達支援管理責任者専任加算を請求し受領していた。 ・児童発達支援管理責任者を配置していない場合に必要障害児通所給付費の減算(30%)を行わずに請求し受領していた。  <b>身体的虐待による人格尊重義務違反</b> (身体的虐待の事実) ・障がい児が送迎車の窓ガラスを強く押す危険な行為をしており、口頭の注意にもやめようとしなかったため、制止するために、従業員がその児童の頭部を握りこぶしで小突いた。	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000291072.html">http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000291072.html</a>
平成26年 12月31日	一般社団法人 大阪府障がい 者地域生活推 進機構	ケアホーム・ スマイルひら の	共同生活援助	指定の一部の効力の停 止6か月間  (平成27年1月1日から 平成27年6月30日まで の間)	<b>身体的虐待による人格尊重義務違反</b> (身体的虐待の事実) ・平成26年7月下旬から約1カ月の間、法人前役員及び従業員がグループホーム内で宴会を催し、服薬の関係で飲酒を止められていた複数の利用者に対し飲酒を勧め、飲酒をさせる行為を繰り返した。 ・平成26年9月中旬、従業員が、物を投げるなどした利用者を制止する際に、顔を平手で叩いた。	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000291002.html">http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000291002.html</a>
平成27年 3月31日	合同会社 モ リタ	訪問介護プラ ザー	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	指定・登録取消し	<b>【居宅介護】 介護給付費の請求に関する不正</b> ・利用者6名について、平成24年2月から平成26年3月までの期間において、実際に行っていたサービスよりも多く報酬請求を行い、不正に介護給付費を受領した。  <b>障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為</b> ・上記期間のサービス提供記録について、サービス提供を行っていないにもかかわらず、虚偽のサービス提供の記録を作成した。  <b>【重度訪問介護】 介護給付費の請求に関する不正</b> ・利用者1名について、平成24年2月と平成25年3月において、実際に行っていたサービスよりも多く報酬請求を行い、不正に介護給付費を受領した。  <b>障がい福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為</b> ・上記期間のサービス提供記録について、サービス提供を行っていないにもかかわらず、虚偽の報酬請求の記録を作成した。  <b>【移動支援】 移動支援費の請求に関する不正</b> ・利用者6名について、平成24年1月から平成26年7月までの期間において、実際に行っていたサービスよりも多く報酬請求を行い、不正に介護給付費を受領した。	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000245575.html">http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000245575.html</a>